

様式第6号 (第1面)

不要な文字を抹消

(日本産業規格A列4)

~~有 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 圍 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

不要な表題を抹消

事業主(法人)の名称・住所、事業所の名称・所在地に変更がない場合は、変更届出書の様式を使用すること

不要な文字を抹消

法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名を記載 月 日
 (法人の名称・代表者が変更された場合は、新しい法人の名称、代表者の氏名を記載)

(ふりがな)

②申請・届出者 氏 名

「・届出」を抹消

1
5
4
7
8
の全文を抹消

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。 ← 有料紹介の場合は6の全文を抹消
- ~~7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。~~
- ~~8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

記

| | | |
|-------------------|---------------------------------------|--|
| ③許可・届出番号 | 有料紹介は「43-ユ-000000」、無料紹介は「43-ム-000000」 | |
| (ふりがな) ④氏名又は名称 | 法人の登記簿謄本記載の名称及び住所を記載 | |
| (ふりがな) ⑤所 在 地 | 〒 □□□ - □□□□ | 電話 () |
| | | |
| ⑥事業所 | (ふりがな) 名称 | ⑦欄の変更事項に係る事業所の名称・所在地を記載 事業主(法人)の名称又は住所の変更のみをもって許可証の書換申請を行う場合でも、該当する事業所をすべて記載(所定の欄に書ききれない場合は別紙に記載して添付)すること 所在地は「ビル名、階数」まで記載 |
| | (ふりがな) 所在地 | |

④欄から⑥欄について、変更があった場合でも変更前の内容を記載する。
 (④欄・⑤欄については、登記簿謄本に記載されている‘旧’の名称及び住所を記載)

| | | |
|------------------------|-----------------------------------|--|
| ⑦変 更 事 項 | 変更があった事項（複数ある場合は全ての事項）を記載 | |
| ⑧変 更 前 | ⑦欄の事項に係る変更前の届出内容を記載 | |
| ⑨変 更 後 | ⑦欄の事項に係る変更後の内容を記載 | |
| ⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等 | 取扱職種又は取扱地域の変更は、取扱職種範囲等届出様式を使用すること | |
| ⑪変更(廃止)年月日 | 変更した年月日（事業所を廃止した場合は廃止年月日）を記載 | |
| ⑫職業紹介責任者 | 氏 名 | 住 所 |
| | 事業所の新設のみ⑫欄は記載 | 住民票の表記通りに記載 住民票の住所と居所が異なる場合は居所を（ ）書きし、届出者による居所証明を添付 |
| ⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由 | 変更の理由（事業所を廃止した場合は廃止の理由）を具体的に記載 | |
| ⑭備 考 | 担当者職名、氏名、連絡先を記載 | |

所定の欄を書き切れない場合は、別紙に記載して添付すること
※取次機関に係る変更の場合は、取次機関に関する申告書（通達様式第 10 号）も作成

→ 代表者・役員に係る変更がない場合は、以下の部分を抹消

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。← ここまで

→ 職業紹介責任者に係る変更がない場合、事業所の新設がない場合は、以下の部分を抹消

また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。← ここまで

↑ 代表者・役員・職業紹介責任者に係る変更がない場合、事業所の新設がない場合は、全文を抹消